

食品安全委員会（第535回会合）議事概要

日時：平成26年10月28日（火） 14：00～14：32

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 5名出席

傍聴者：報道3名、行政機関4名、一般4名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 2品目

〔1〕イソキサフルトール 〔2〕トリアファモン
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・農薬及び動物用医薬品 1品目

スピノサド

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品 1品目

スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）

（農林水産省からの説明）

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

農薬及び動物用医薬品「スピノサド」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることと認められることから、動物用医薬品専門調査会で審議することとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、農薬専門調査会において審議を行うかどうかを検討して決定することとなった。

動物用医薬品「スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）」については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・特定保健用食品「コタラエキス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。また、本食品は血糖値に影響するとされていることから、『特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について』（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2の（2）に基づき、事業者は、健康被害情報の収集・情報提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断した」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。